

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN  
**TOKEN 通信**

2022/No.1

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範  
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . [tanabe@office-token-sr.com](mailto:tanabe@office-token-sr.com)



### ① 育児介護休業法が改正されます

令和4年4月1日から改正育児介護休業法が施行されます。

今回の改正は希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、「産後パパ育休が新設」されるほか、「労働者に対する会社の育児休業制度に関する情報提供」、「育児休業を取得するか否かの意向確認の義務化」、「育児休業の分割取得等制度の柔軟化」が図られます。

#### ◆改正育児介護休業法の概要

施行時期	項目
令和 4年 4月	育児休業取得のための雇用環境整備
	育児休業取得のための個別周知・意向確認
	有期契約労働者の取得要件緩和
令和 4年10月	育児休業の分割取得等
	出生時育児休業(産後パパ育休)の新設
令和 5年 4月	育児休業取得状況の公表義務付け (従業員1000人超の企業が対象)

#### ◆令和4年4月からの改正点は…

##### (1) 育児休業取得のための雇用環境整備

⇒労働者より育児休業等の申し出が円滑に行われるよう以下、**いずれかの措置**を講じる必要があります。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等 (**相談窓口の設置**)
- ③ 自社従業員の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 自社従業員の育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

##### (2) 育児休業取得のための個別周知・意向確認

⇒労働者本人またはその配偶者から妊娠・出産等の申出があった場合、**制度に関する情報提供や育児休業取得に関する意向確認が事業主の義務**とされます。

情報提供は、規程を渡すだけでは不十分で、育児休業の申出先や育児休業給付、休業期間中の社会保険料の取扱いに関する情報の提供も必要です。

##### (3) 有期契約労働者の取得要件緩和

⇒現在は雇用期間によっては育児休業が取得対象外となっている有期契約労働者について、改正により「**入社1年以上であること**」の取得要件が削除されます。そのため、入社1年未満の有期契約労働者を育児休業の取得対象とするか否か、労使協定を締結して決定する必要があります。

尚、今回の改正では**育児休業のみではなく介護休業も同様の取り扱いとなります。**

◆令和4年10月からの改正点は…

(1) 育児休業の分割取得等

⇒原則、育児休業は分割して取得することが認められておりませんが、**今回の改正により分割して2回まで取得することが可能になります。**

また、1歳～1歳6ヵ月までの育児休業、1歳6ヵ月～2歳までの育児休業ともに「1歳」、「1歳6ヵ月」の誕生日を開始日とする必要がありましたが休業期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から育児休業の開始日を柔軟に対応できるようになります。

(2) 出生時育児休業(産後パパ育休)の新設

⇒**育児休業とは別に子の出生後8週間以内に最長4週間まで取得可能な休業になります。**

この休業は労使協定を締結している場合に限り、従業員が合意した範囲内で休業中に就業することが可能になります。

② 令和4年度の雇用保険料率のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による過去に例のない大幅な雇用調整助成金の拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設等により強力な雇用維持策を講じる一方、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者等に対しては、基本手当の給付日数の延長に関する特例措置などによる雇用保険財政運営上の厳しい状況により、**令和4年度の雇用保険料率につきましては上半期の労働者負担分は前年度の料率で据え置かれますが、下半期については以下、( )内の料率に引き上げることが予定されております。**

	労働者負担	事業主負担	雇用保険二事業の		雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業	3/1000	6, 5/1000	3/1000	3, 5/1000	9, 5/1000
	(5/1000)	(8, 5/1000)	(5/1000)	(3, 5/1000)	(13, 5/1000)
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7, 5/1000	4/1000	3, 5/1000	11, 5/1000
	(6/1000)	(9, 5/1000)	(6/1000)	(3, 5/1000)	(15, 5/1000)
建設の事業	4/1000	8, 5/1000	4/1000	4, 5/1000	12, 5/1000
	(6/1000)	(10, 5/1000)	(6/1000)	(4, 5/1000)	(16, 5/1000)

③ 令和4年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が改定されます。

令和4年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は**本年3月分(4月納付分)**からの適用です。

	令和4年2月まで	⇒	令和4年3月～
健康保険料(東京支部)	9, 84%		9, 81%
健康保険料(神奈川支部)	9, 99%		9, 85%
健康保険料(埼玉支部)	9, 80%		9, 71%
介護保険料	1, 80%		1, 64%

**給与計算の際は控除する保険料の金額にご注意ください。**